

○総務省令第 号

山村振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第 号）、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）及び民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）の施行に伴い、山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令を次のように定める。

令和七年三月 日

総務大臣 村上誠一郎

山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等を廃止する省令

次に掲げる省令は、廃止する。

一 山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）

二 特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法第十五条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第十九号）

三 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成七年自治省令第三十二号）

四 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第十一条の地方公共団体の特例を定める省令（平成八年自治省令第十二号）

附 則

この省令は、令和七年四月一日から施行する。